

函館市営住宅における入居承継の承認に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）および函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号。以下「条例」という。）に規定する入居承継の承認の取扱いについて、必要な事項を定める。

(入居の承継事由)

第2条 入居承継の承認は、次の事由による場合において行うことができるものとする。

- (1) 入居名義人の死亡
- (2) 入居名義人の離婚（内縁関係の解消を含む。）による退去
- (3) 入居名義人の婚姻または縁組による退去
- (4) 入居名義人の社会福祉施設等への入所による退去
- (5) 入居名義人が函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（以下「宣誓要綱」という。）第10条第2項の規定によりパートナーシップ宣誓書受領証等返還届を提出したことまたは宣誓要綱第4条第1項の規定により宣誓を行ったことによる退去
- (6) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事情による入居名義人の不在または退去

(入居承継の対象者)

第3条 入居承継の承認の対象となる者は、前条に規定する入居の承継事由が発生したときに入居名義人と同居していた3親等までの親族または宣誓要綱第4条第1項の規定により入居名義人と共に宣誓を行った者（宣誓要綱第10条第2項の規定によりパートナーシップ宣誓書受領証等返還届を提出した者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当する者（以下「入居承継対象者」という。）とする。

- (1) 入居名義人の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）

- (2) 60歳以上の者
- (3) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度である者
 - ア 身体障害者 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までの級
 - イ 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までの級
- (4) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症までに該当する者または同法別表第1号表の3の第1款症に該当する者
- (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (7) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する者
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護または配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起

算して5年を経過していない者

ウ 配偶者からの暴力を入所理由とした婦人保護施設および母子生活支援施設の入所者または保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(10) 小学校就学の始期に達するまでの者を扶養している者

(11) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項または第2項に規定する配偶者のいない女子または配偶者のいない男子であって、次のいずれかに該当する者のみと同居している者

ア 現に扶養している20歳未満の子

イ 現に扶養している60歳以上の者

ウ 第3号に該当する者

(12) 炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者で、広域職業紹介活動に係る公共職業安定所の紹介により就職し、かつ、当該就職後2年を経過していない者

(13) 18歳未満の児童を3人以上扶養している者

(14) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等

(15) 政令第1条第3号に規定する収入が10万4千円以下の者

(16) 医師の診断により短期入院や通院の繰り返しが継続して必要とされる者

（入居承継の承認基準）

第4条 市長は、入居承継対象者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居の承継を承認しないものとする。

(1) 入居名義人と同居していた期間が1年に満たない場合（当該入居名義人の入居時から引き続き同居している親族等は除く。）

(2) 当該承認後の収入が政令第9条第1項に規定する金額を超える場合

(3) 不正の行為によって入居した場合

- (4) 家賃を滞納したことがある場合（ただし、別記第1号様式または別記第2号様式により、滞納家賃等の納付を誓約したときを除く。）
- (5) 市営住宅または共同施設を故意に毀損したことがある場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合
- (7) 条例第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合

2 市長は、前項の規定により難い特別の事情があり、社会通念上入居の承継を認めることが適切であると認める場合は、承継を承認することができる。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月8日から施行する。